



三重県公報

令和5年1月20日（金）

第 380 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
1	建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
	告 示		
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	5
25	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	5
26	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の 届出	(同)	5
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	5
28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
	監 査 委 員 公 表		
1	監査結果の公表	(監 査 委 員)	6
	公 告		
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	13
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	14
	市街地再開発組合の事業計画の変更認可	(都 市 政 策 課)	14
	建築基準法の規定による建築協定の認可及び協定書の縦覧	(建 築 開 発 課)	15

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年一月二十日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三 重 県 規 則 第 一 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年三重県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（免許の申請） 第一条（略） 2（略） 3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。 （受験申込書） 第十五条 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類（法第十五条第一号に該当する者及び同条第二号に該当する者のうち実務経験を要さず同条第一号に該当する者に準ずるものとして知事が認める者にあつては、第一号及び第三号に掲げる書類。法第十五条第三号に該当する者にあつては、第二号及び第三号に掲げる書類）を添えて知事に提出しなければならない。 一・二（略） 三 申請前六月以内に写した写真（脱帽、正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの） 2（略）	（免許の申請） 第一条（略） 2（略） 3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、<u>上半身</u>、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。 （受験申込書） 第十五条 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類（法第十五条第一号に該当する者及び同条第二号に該当する者のうち実務経験を要さず同条第一号に該当する者に準ずるものとして知事が認める者にあつては、第一号及び第三号に掲げる書類。法第十五条第三号に該当する者にあつては、第二号及び第三号に掲げる書類）を添えて知事に提出しなければならない。 一・二（略） 三 申請前六月以内に写した写真（脱帽、正面から<u>上半身</u>を写した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの） 2（略）

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

☐二級建築士免許申請書（第一面）
☐木造

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。

私は、 ☐ 二級建築士、 ☐ 木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え申請します。 私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日 氏 名 _____ 三重県知事 宛て 指定登録機関				
ふりがな氏 名		生 年 月 日	年 月 日生	写 真 1 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 4.5 cm、横 3.5 cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。 2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。
現 住 所			性 別	
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期		年	
	合格通知日付	年 月 日		
	合格通知番号	第 号		
登録申請区分	1 学歴 ☐ 2 学歴+実務 ☐ 3 建築士法第四条第四項第三号 ☐ 4 実務 ☐ 5 建築士法第四条第五項 ☐			
1 の申請学歴により記入する場合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了）年月	
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
2 入るにより学歴+実務の場合のみ記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了）年月	建築実務経験期間の合計
			年 月入学 年 月卒業（修了）	年 月
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
3 のより四項第三号の規定により記入する場合	学校名	学部名・学科名	入学・卒業（修了）年月	建築実務経験期間の合計
			年 月入学 年 月卒業（修了）	年 月
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
			年 月入学 年 月卒業（修了）	
	建築設備士試験合格証書日付		建築設備士試験合格証書番号	
年 月		第 号		
4 する実務の場合のみ記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
5 みり第五項の規定による	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(第二面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその罪及び刑 ----- あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日											
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその罪及び刑 ----- あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日											
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ あるときはその年月日 年 月 日											
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ 年 月 日から 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日まで											
	5 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。はい□ いいえ□											
※ 審 査 欄	手 数 料 確 認	写 真 照 合	住 民 票 照 合	合 格 者 照 合	欠 格 審 査	名 簿 登 録	免 許 証 発 行					
※登録 番号					※登 録 年月日				※都道府県 受付番号			

附 則

この規則は、令和五年一月二十日から施行する。

告 示

三重県告示第 24 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 1 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	医療法人 かわぐち脳神経クリニック	鈴鹿市桜島町六丁目 20 番 5	令和 5 年 1 月 1 日
薬局	スギ薬局 在宅調剤センター四日市店	四日市市青葉町 800 番地 4	令和 5 年 1 月 1 日
薬局	健やか薬局 外宮前店	伊勢市八日市場町 5-19	令和 5 年 1 月 1 日
薬局	フラワー薬局 岡波総合病院前店	伊賀市上ノ庄 1700-1	令和 5 年 1 月 1 日

三重県告示第 25 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 5 年 1 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450200916	株式会社蓮	三重県四日市市伊坂台二丁目 86 番地	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-四日市小杉	四日市市小杉町 1023 番地 8	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 5 年 1 月 1 日
2450300724	労働者協同組合 コモンウェーブ	三重県鈴鹿市長太栄町四丁目 3 番 1 号	ラピュタぷらす	鈴鹿市長太栄町四丁目 3 番 1 号	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 5 年 1 月 1 日

三重県告示第 26 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 1 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃 止 年 月 日
2450200361	株式会社家楽	三重県四日市市室山町 59 番地	放課後等デイサービス結友	四日市市采女町 316 番地	放課後等デイサービス	令和 4 年 12 月 31 日

三重県告示第 27 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 1 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410503243	株式会社 Arc Three	三重県津市桜橋一丁目 640 番地	Grabity Choice	津市桜橋一丁目 640 番地 3 階	居宅介護	令和 5 年 1 月 1 日

2410503177	株式会社幸歩	三重県津市雲出本郷町 1504 番地 15	ヘルパーステーションえもん	津市雲出本郷町 1504 番地 15	同行援護	令和 5 年 1 月 1 日
2410501072	特定非営利活動法人ピーあい	三重県津市河芸町上野字上芦原 1168 番 192	あっぷら이트	津市河芸町上野字上芦原 1168 番 192	生活介護	令和 5 年 1 月 1 日
2412900603	特定非営利活動法人ふれあい工房	三重県志摩市阿児町鶴方 2884 番地 420	さくらんぼ	志摩市阿児町鶴方 2884-420	生活介護	令和 5 年 1 月 1 日
2410101220	合同会社日和	三重県桑名市安永字九区割 1319 番地	ヒマワリ	桑名市和泉 691	就労継続支援 B 型	令和 5 年 1 月 1 日
2410400366	株式会社 C O N F E L	東京都千代田区岩本町二丁目 11 番 9 号 イトーピア橋本ビル 2 階	ラシーヌけんこうソムリエファーム	亀山市小下町 656 番地 3	就労継続支援 B 型	令和 5 年 1 月 1 日
2410503235	株式会社 A T S	兵庫県尼崎市御園町 35 番 マルト尼崎ビル 6-A	D o n t o m ワークス三重店	津市大門 18-11 A K A T S U K I ビル 2-5	就労継続支援 B 型	令和 5 年 1 月 1 日
2420202083	株式会社 C R E E T E	三重県四日市市川島町 5970 番地 20	K A I T O	四日市市川島町 5970-20	共同生活援助	令和 5 年 1 月 1 日

三重県告示第 28 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 1 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410400226	株式会社ラシーヌ	三重県亀山市小下町 656 番地 3	ラシーヌけんこうソムリエファーム	亀山市小下町 656 番地 3	就労継続支援 B 型	令和 4 年 12 月 31 日

監査委員公表

監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 20 日

三重県監査委員 伊 藤 隆
 三重県監査委員 東 豊
 三重県監査委員 廣 耕 太 郎
 三重県監査委員 内 田 典 夫

第 1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 令和 4 年 11 月 21 日
- 2 請 求 人 住所 津市寿町 7-50（みえ労連内）
氏名 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子

第 2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第 3 請求人の陳述等

令和 4 年 12 月 20 日、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

第 4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 査 第 73 号

令和5年 1月 11 日

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣	耕	太 郎
三重県監査委員	内	田	典 夫

住民監査請求について

令和4年11月21日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求等

1 請求の要旨

令和4年11月21日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

- (1) 三重県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）の理事長は、鈴鹿市立神戸中学校教諭（県費負担教職員）である。県中体連の理事長である鈴鹿市立神戸中学校教諭（以下「当該教職員」という。）は、担当の校務分掌の1つとして「中体連・県事務局」（三重県中体連事務局）が割り当てられているが、県中体連は学校の外部団体であり、県中体連の業務が校務分掌とはなり得ず、また、県中体連事務局の業務が教職員の担う業務と業務内容が重なっているというわけではない。さらに、担当授業時間数は同校に勤務する他の県費負担教職員のほぼ全員が週あたり20数コマであるのに対して、当該教職員の場合は授業を一切受け持っていない。県費負担教職員に支払われている人件費は当然ながら教職員としての業務を行うことに対するものである。外部団体である県中体連の理事長をしていることを理由に校務の軽減が行われれば、県費から支出されている人件費が学校の外部団体である県中体連のために利用されていることになり、不適切と言わざるを得ない。
- (2) 当該教職員の給与・賞与の合計を年間700万円と仮定すると、当該教職員が授業を受け持っていないため、それとほぼ同額の損害が県に与えられたことになる。そこで、県が被った損害を県中体連に請求するなど、必要な措置を執ることを求める。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 4 年 12 月 12 日に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求については、県中体連の業務を行っている当該教職員に対して給与が支払われていることが、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 監査対象部局に対する調査の実施等

令和 4 年 12 月 12 日、請求人に陳述の機会を 12 月 20 日に設けた旨連絡した。

令和 4 年 12 月 13 日、監査対象部局に対する調査を実施した。

令和 4 年 12 月 14 日、請求人から陳述を希望しない旨の文書が提出された。

4 関係人に対する調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 15 日、鈴鹿市教育委員会事務局に対する調査を実施した。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査、関係人に対する調査、関係書類の調査及び関係法令の照合等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 県費負担教職員の給与について

ア 県費負担教職員制度の概要

県費負担教職員とは、市町村立学校の教職員でありながら、その給与を都道府県が負担するものであり、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条により、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員（法定の定数に基づき配置されたものに限る。）の給与は都道府県が負担することとなっている。

この制度が設けられた趣旨としては、給与は義務的経費であり、かつ多額であることから、市町村より財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準及び一定水準の教職員を確保することにより、教育水準の維持向上を図ることが挙げられる。

イ 県費負担教職員の任免及び服務監督

県費負担教職員の任命権については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項により、都道府県教育委員会に属しており、県費負担教職員の任命権及び給与の決定権は都道府県教育委員会に属するものである。

また、県費負担教職員の服務監督については、同法第 43 条により、市町村教育委員会が行うこととされている。

ウ 鈴鹿市の中学校に勤務する県費負担教職員の給与

市町立の中学校に勤務する県費負担教職員は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和30年三重県条例第10号)第2条第3号において、県から給与の支給を受ける対象とされており、鈴鹿市の県費負担教職員の任命権者である県教育委員会は、同条例の規定に基づいて、鈴鹿市の県費負担教職員の給与を決定することとされている。

(2) 県中体連について

ア 設立目的及び事務所の設置場所

県中体連の設立目的は、三重県中学校体育連盟規約第3条において、「中学校等における学校体育の健全な発達と高潔なスポーツマンシップの高揚を図り、相互の親睦を期する事」と規定されている。

また、同規約第2条において、「本連盟の事務所を理事長勤務の学校におく。」と規定されており、現在、理事長が鈴鹿市立神戸中学校の教諭であることから、事務所は鈴鹿市立神戸中学校内にある。

イ 業務内容

主な業務内容は、学校教育の一環として実施される東海中学校総合体育大会及び全国中学校体育大会(以下「対象大会」という。)に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の旅費等の支払及び公式大会の運営等である。

毎年度、県教育委員会から全国中学校体育大会派遣費補助金が交付されており、全国中学校体育大会に出場する生徒の旅費等を補助している。

また、毎年度、県教育委員会と全国・ブロック体育大会引率教員旅費等委託業務契約を締結しており、対象大会に出場する生徒を引率する教職員の旅費支給事務が県教育委員会から委託されている。

このほか、公式大会の企画及び運営や各競技の指導者の養成等を行っている。

(3) 当該教職員の担当業務について

当該教職員は、県中体連の理事長であるため、県中体連業務として、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内中学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等の業務を行っている。

また、当該教職員は、主担当である授業はないものの、週15時間程度の授業支援や2年3組の給食指導及び昼休みや放課後における2年生の教室巡回等の業務を行っている。

(4) 県中体連の理事長である教職員の業務の取扱いについて

県中体連の理事長である教職員の業務の在籍校における取扱いについては、以下のとおりであった。

ア 在籍校の学校長は、校務全体を鑑みて授業時間数を決定しており、理事長である教職員は、県中体連業務を担っていることから、教務主任、進路指導主事及び生徒指導主事等の業務を担当している教職員と同様に、その業務量を考慮して授業時間数を決定している。

イ 理事長である教職員が行う県中体連業務は、県内外の対象大会に係る会議への出席

及び県内中学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等、県内中学校の運動部活動の充実のために行う業務であることから、学校教育活動であり、公務に該当する。

ウ 理事長である教職員が行う県中体連業務を公務の遂行と認めており、その服務監督は、在籍校の学校長が行っている。

(5) 関係法令等について

ア 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第15条において、特別休暇について規定されており、特別休暇を取得できる場合については、規則で定めるとしている。

イ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第12条第1項第30号において、上記アの特別休暇を取得することが可能である場合の一つとして、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合が定められている。

ウ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について（平成7年教教第220号三重県教育委員会教育長通知）において、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合のすべてを特別休暇として扱う趣旨ではなく、その参加が直接公務の遂行と認められる場合は、出張又は通常の勤務として取り扱ってよいとしている。

エ 中学校学習指導要領

部活動は、中学校学習指導要領（平成29年告示）総則第1章第5の1のウにおいて、教育課程以外の学校教育活動として位置づけられており、学校教育活動の一環とされている。

2 判断

(1) 理由

ア 請求人は、教職員としての業務を行うことに対して人件費が支払われているにもかかわらず、当該教職員が外部団体である県中体連の業務を行うために校務の軽減が行われることは不適切であり、当該教職員への給与等の支払は、公金の違法又は不当な支出であると主張する。

イ 上記1の(2)のイのとおり、県中体連は、全国中学校体育大会に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の対象大会への旅費等の支払を行うとともに、県内中学校等の運動部活動の充実を図るため、運動部活動の成果を発表する場である公式大会の企画及び運営や各競技の指導者の養成等を行っており、これは上記1の(5)のエから、学校教育活動のための業務と認められる。

ウ 上記1の(3)のとおり、当該教職員は、県中体連業務を行っているが、当該業務は、上記イのとおり、学校教育活動のための業務を行っていると認められる。

エ このように、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務が、公務の遂

行と認められる場合があることは、上記 1 の (5) のウの通知のように、あらかじめ想定されており、教職員が県中体連業務を行う場合に限らず、広く認められている。

オ 以上のことから、鈴鹿市立神戸中学校長が、通常の勤務として県中体連の業務を当該教職員に行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

カ よって、当該教職員に公務の遂行として県中体連業務を行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められないことから、当該教職員への給与の支払は、違法又は不当な公金の支出と認められない。

(2) 結語

したがって、本件請求には、理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。

第 5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、当該教職員が、恒常的に職務として外部団体である県中体連の業務を行っていたことによるものである。

そのため、県教育委員会は、今後、教職員が、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務を行うことが、直接公務の遂行と認められる場合であっても、それが恒常的なものであるときは、市町教育委員会との役割分担を踏まえ、明確な基準や手続を定めることなどにより、適切な運用が図られるよう努められたい。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年1月20日

三重県知事 一 見 勝 之

三重用土地改良区（四日市市平尾町大字大池 2765 番地 3）

退任理事

いなべ市北勢町麓村 407 番地

〃 員弁町松之木 1866 番地

〃 大安町宇賀 927 番地

〃 藤原町東禅寺 602 番地 1

員弁郡東員町大字八幡新田 224 番地

四日市市山田町 1260 番地

〃 桜町 2610 番地

〃 水沢町 2005 番地

〃 赤水町 131 番地

〃 中野町 1556 番地 4

〃 楠町南川 436 番地 1

鈴鹿市深溝町 1766 番地 1

〃 高岡町 560 番地

〃 甲斐町 1137 番地

〃 岡田一丁目 20 番 7 号

〃 下大久保町 822 番地

三重郡菰野町大字小島 1498 番地

〃 〃 大字池底 46 番地

〃 〃 大字川北 491 番地 1

桑名市大字上深谷部 813 番地

〃 多度町中須 1228 番地

四日市市水沢町 2451 番地 3

三重郡菰野町大字吉澤 428 番地 1

鈴鹿市西条三丁目 4 番 1 号

〃 秋永町 497 番地

退任監事

いなべ市員弁町松之木 1596 番地

三重郡菰野町大字菰野 7112 番地

桑名市多度町小山 2421 番地

就任理事

いなべ市北勢町麓村 407 番地

〃 員弁町松之木 1866 番地

〃 大安町宇賀 927 番地

〃 藤原町東禅寺 1526 番地

員弁郡東員町大字八幡新田 224 番地

四日市市桜町 959 番地

〃 北野町 24 番地

〃 山田町 1260 番地

〃 水沢町 2005 番地

〃 中野町 1556 番地 4

出口 忠 司

谷 崎 功

鈴木 弘 志

田 中 勉

伊 藤 和 道

矢 田 一 生

山 中 一 平

辻 康 雄

羽 木 昌 彦

山 川 信 隆

佐々木 雅 弘

館 博 行

森 義 明

益 川 征

伊 藤 奉 昭

伊 藤 政 勝

増 田 高 次

小 森 文 勝

川 北 正 次

鈴木 一 生

水 谷 重 一

森 智 広

石 原 正 敬

末 松 則 子

岩 崎 光 雄

若 松 富士雄

山 崎 嘉 嗣

水 谷 善 治

出口 忠 司

谷 崎 功

鈴木 弘 志

谷 口 輝 孝

伊 藤 和 道

奥 山 邦 典

伊 藤 明 洋

矢 田 一 生

辻 康 雄

山 川 信 隆

四日市市楠町南川 436 番地 1
 鈴鹿市深溝町 1766 番地 1
 // 河田町 344-7 番地
 // 庄野東 1 丁目 15-33
 // 十宮 1 丁目 16-11
 // 下大久保町 822 番地
 三重郡菰野町大字小島 1498 番地
 // // 大字川北 491 番地 1
 // // 大字音羽 855 番地
 桑名市大字上深谷部 813 番地
 // 多度町中須 1228 番地
 四日市市水沢町 2451 番地 3
 三重郡菰野町大字吉澤 428 番地 1
 鈴鹿市西条三丁目 4 番 1 号
 // 秋永町 497 番地
 就任監事
 三重郡菰野町大字菰野 7112 番地
 いなべ市員弁町松之本 1596 番地
 四日市市大矢知町 564 番地 6

佐々木 雅 弘
 館 博 行
 西 川 光 治
 須 藤 善 信
 岡 田 秀 樹
 伊 藤 政 勝
 増 田 高 次
 川 北 正 次
 伊 藤 通
 鈴 木 一 生
 水 谷 重 一
 森 智 広
 石 原 正 敬
 末 松 則 子
 岩 崎 光 雄

 山 崎 嘉 嗣
 若 松 富士雄
 武 内 彦 司

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【ほ場整備事業 多気町】の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 1 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 5 年 1 月 23 日から同年 2 月 17 日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和 5 年 1 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称
亀山駅周辺 2 ブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成 31 年 2 月 15 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

(1) 都市再開発法第14条に属する地域

亀山市御幸町字貝戸部 171 番 1 の一部、172 番、172 番 1、181 番 1、182 番 1、182 番 2、182 番 3、182 番 4、183 番 1、183 番 3、184 番 1、184 番 6、184 番 7、184 番 8、186 番、187 番 2、187 番 3 の一部、187 番 6 の一部、187 番 7 の一部、188 番、188 番 1、188 番 2、188 番 3、188 番 4、188 番 5、188 番 7、191 番 1、194 番 1 の一部、194 番 3 の一部、194 番 6、195 番、195 番 1、196 番 3、197 番、198 番の一部、231 番の一部、231 番 2 の一部、231 番 37 の一部、231 番 38 の一部、231 番 40 の一部、231 番 49 の一部、231 番 54 の一部、231 番 55 の一部、231 番 72 の一部、238 番 1 の一部、239 番 1 の一部、239 番 3 の一部、239 番 4 の一部、279 番 5、279 番 6 及び 279 番 7

(2) その他の地域

都市計画道路 3・5・7 駅前高塚線（交通広場（市道御幸 3 号線を含む））、市道亀山駅前線の一部、市道御幸 7 号線の一部、市道御幸線の一部、法定外公共物の一部及び準用河川竜川の一部

4 事務所の所在地

亀山市東御幸町 39 番地 8

5 設立認可の年月日

平成 31 年 2 月 15 日

6 変更認可の年月日

令和 5 年 1 月 20 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 73 条第 1 項の規定に基づき、建築協定を次のとおり認可しました。
なお、当該建築協定書は、名張市役所において縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 建築協定の名称

南百合が丘建築協定

2 申請者の住所及び氏名

名張市南百合が丘 139 番地

南百合が丘建築協定運営委員会 委員長 齊藤 勲哉

3 建築協定区域の地名及び面積

名張市南百合が丘 5 番地 他

44,511.04 m²

4 認可年月日及び番号

令和 5 年 1 月 10 日

第 R4-協-1 号

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>